

【合宿入校規定】

(株)鳥取県倉吉自動車学校

(株)鳥取県倉吉自動車学校様、以下の【合宿入校規定】および【入寮誓約書】【校則】を了承のうえ、契約いたします。各種規定および校則を怠った場合は処分されても異議はありません。

当校は『合宿入校規定』を下記の通り定める。
入校する者は、この規定を遵守しなければならない。

第1条(申込み手続き)

- ①当校所定の申し込み手続きを行ったうえで、参加費用の全額またはその内金を支払うことにより契約が成立したものとす。
- ②当校の定めた申込期限までに申し込み手続き・費用の入金が完了していない場合は予約が無効となる。

第2条(入校資格)

免許取得年齢に達しかつ、公安委員会が定める基準以上の視力等があり色彩識別が可能なる者。

在校中は勉学に励み、周囲の迷惑にならないよう努めること。

①視力(眼鏡・コンタクト使用可・カラーコンタクトは使用不可)

ア、二輪車・普通車・大特車

両眼で0.7以上、片眼で0.3以上
片眼で0.3未満または片眼が見えない者であっても、
片眼が0.7以上・視野角度が150度以上あれば可

イ、大型車・中型車・準中型車・けん引車

両眼で0.8以上、片眼で0.5以上
片眼で0.5未満または片眼が見えない者は不可
深視力検査では平均誤差が20mm以内

②赤・青・黄色の識別が出来る者

- ③運転に支障がある障害及び運転に影響する病気(症状等)のある方は、住所地の運転免許試験場にて運転適性相談をお受けください。適性相談の結果不適切の場合は入校できません。申込時にお申し出ください。
- ④中学卒業以上の学力があり、学科試験に出題される漢字の読解が出来る者。
- ⑤無免許運転や交通違反の繰り返して停止等の処分を受けた方は入校できない。
虚偽の申請のあった場合は入校拒否または強制退校になっても意義の無いものとする。
- ⑥暴力団関係者や体に刺青、タトゥーのある方は入校できません。
- ⑦20歳未満の方は保護者の承諾が得られた方。
- ⑧妊娠中の方は入校できません。

第3条(入校前解約)

入校申し込み手続きを完了したのち、入校予定者の都合でキャンセルする場合は下記に定める解約手数料を支払うものとする。

○入校日当日・前日・・・33,000円 ○入校日2～3日前・・・22,000円
○入校日 4～5日前・・・16,500円 ○それ以前・・・11,000円

なお、入校日当日・前日の延期申出についてはキャンセル扱いとする。

第4条(日程)

契約時に通知される最短卒業日等の日程は予定であり、入校人数や天災地変、指導員が体調不良等で休暇が出た場合、合格基準に達しない時等は卒業予定日が延びることがあります。

その場合は当校の指示に従うものとする。

第5条(中途解約)

中途解約とは、入校後に入校者の都合で日程を中止された場合をいう。
教習期間中、当校および宿舎から無断で離れ何ら連絡の無い場合は中途退校扱いとする。(無断外出の期間は精算時に加算する)

第6条(中途変更解約精算)・・表示は全て税込金額

教習開始後の取得車種変更に伴う料金の差額分の返金は行わないものとする。

中途退校の場合は当校設定のセット料金は無効となり、通学料金での実費計算となる。

返還金=合宿参加料金(諸経費・消費税含む)-必要経費-解約手数料となり、返還金が無い場合もある。

*必要経費とは入学金(普通車・大型車・中型車・準中型車は55,000円、
二輪車は44,000円、牽引車・大特車は49,500円)

・技能教習料(受講した時限数×車種ごとの教習単価)

(各車種ごとの技能教習単価=普通車5,500円・けん引車9,350円・大特車8,250円

・大型車10,670円・中型車8,140円・準中型車6,820円・大型二輪車4,950円

・その他二輪車4,730円)

・学科指導料(受講した時限数×2,420円)・宿泊費(宿泊日数×宿舎ごとの単価)

(各宿舎ごとの1日当たり宿泊単価=

相部屋/シングルA・B/ツインA・B・C 4,400円/ホテル6,600円 食事含む)

・仮免申請内訳(2,850=仮免許申請料1,700円+仮免許証交付手数料1,150円)

・各検定料(@4,400×受検回数、大型車・中型車の卒業検定料は8,800円、

準中型車の卒業検定料は6,600円)・適性検査料(2,200円)

・教本代(4,400円)・写真(1,100円)・入校時交通費(当校負担分)・転校手数料(5,500円)

ローン契約の場合も上記同様の精算方法で精算する。ローン契約を解約する際の手数料等の諸費用はすべてローン契約者本人の負担とする。

第7条(転校)

第5条に基づき精算後、転校手続きを行うものとする。その際、転校先は転校希望者が決め、転校に伴う諸費用等は転校希望者の負担とする。

第8条(一時帰宅)

原則として教習期間中は一時帰宅はできないものとする。

やむを得ず帰宅を希望する場合は、担当指導員等職員と相談し指定の手続きを行った後、指示に従うものとする。

以上の手続きを怠った場合は再入校を拒否、または延期されても異議無いものとする。(再入校ができない場合は転校かいは退校となり中途解約の手続きを行う)

仮免学科試験に3回不合格となった場合は一時帰宅し、住所地の運転免許試験場にて仮免学科試験を受験し合格した後再入校となる。その際の交通費は往復とも自己負担となる。また、仮免学科試験に合格しても時期や在籍状況等により再入校の時期は延期となる場合があります。

第9条(遅刻・欠席等)

入校日の集合時間に遅れた場合、当校の許可を得られれば追って参加することはできるが、事前に乗車チケットを送付していたり学校側で料金を支払っていた場合は自己負担となる。

教習期間中に本人の不注意や故意により学科・技能教習及び検定や仮免学科試験等に遅れたり、受講しなかった場合は日程が大幅に延長となるが、当校保証期間内であってもその分の教習費用等や宿泊費は実費が必要となる(病気等による体調不良も含む)。

第10条(教習生の遵守事項)

入校者は、当校が定める校則、寮則を遵守し宿舎ならびに、校内・外で他人に迷惑となる行為、及び社会の良俗秩序に反する行為をしてはならない。

*飲酒は禁止。

*自己管理の金品等が紛失しても当校では責任を負えません。

「合宿参加規程」、当校の定める「校則」及び「入寮規定」に違反した場合は「退学処分」とする。

第11条(退学処分等)

第10条に反する行為又はこれに生ずる恐れがあると判断した場合は、学校長の判断によりその者を退学処分とする。

その際、教習料金の返金は一切しないものとする。

*退寮処分者は宿舎を退寮し、自己負担で他の宿泊先と契約し通学することとなる(送迎不可)。